

報酬等に関する開示事項

1. 当行および連結子会社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（以下、あわせて「対象役職員」という）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外役員を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子会社の役職員のうち、「高額な報酬等を受ける者」で、当行およびその主要な連結子会社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子会社の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該連結子会社の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子会社であり、該当する連結子会社はございません。

(イ) 「高額な報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員」の平均報酬額以上の報酬等を受ける者で、本件に該当する者はありません。

(ウ) 「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行および連結子会社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者で、本件に該当する者はありません。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、対象役員の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額を、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（2017年4月～2018年3月）
取締役会（広島銀行）	2回
報酬・指名諮問委員会（広島銀行）	2回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行および連結子会社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

・報酬等に関する方針について

・「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬としております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。

a. 確定金額報酬の報酬限度額は月額30百万円としております。

（1990年6月28日第79期定時株主総会決議）

b. 業績連動型報酬は、業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としており、詳細は3.のとおりであります。

c. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象に株式報酬制度「役員報酬B I P 信託」を導入しております。信託に拠出する信託金の上限金額は、3事業年度ごとに合計900百万円であります。また、役員報酬B I P 信託導入に伴い、株式報酬型ストック・オプションに係る報酬枠を廃止しております。

（2017年6月28日第106期定時株主総会決議）

監査役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており、報酬限度額は月額7百万円としております。

（2010年6月29日第99期定時株主総会決議）

3. 当行および連結子会社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額を、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議により決定しております。

- ・対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について
- ・業績連動部分の算出方法について

当行では、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型報酬の報酬額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としており、報酬枠は次のとおりとしております。（2015年6月25日第104期定時株主総会決議）

連結当期純利益（親会社株主に帰属）	報酬枠
330億円超	120百万円
300億円超～330億円以下	110百万円
270億円超～300億円以下	100百万円
240億円超～270億円以下	90百万円
210億円超～240億円以下	80百万円
180億円超～210億円以下	70百万円
150億円超～180億円以下	60百万円
120億円超～150億円以下	50百万円
90億円超～120億円以下	40百万円
60億円超～90億円以下	30百万円
30億円超～60億円以下	20百万円
30億円以下	—

4. 当行および連結子会社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

区分	人数 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の 総額			変動報酬の 総額				退職 慰労金	
			基本 報酬	株式報酬型 ストック・ オプション	株式 報酬	基本 報酬	賞与	業 績 連 動 型 報 酬			
対象役員 (除く社外役員)	11	461	371	285	20	65	90	—	—	90	—
対象従業員等											

(注) 1. 当行は、2010年6月29日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

2. 株式報酬型ストック・オプションの権利行使時期は以下のとおりであります。
なお、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退職時まで繰り延べることであります。

	行使期間
株式会社広島銀行 第1回新株予約権	2010年7月29日から 2040年7月28日まで
株式会社広島銀行 第2回新株予約権	2011年7月28日から 2041年7月27日まで
株式会社広島銀行 第3回新株予約権	2012年7月28日から 2042年7月27日まで
株式会社広島銀行 第4回新株予約権	2013年7月26日から 2043年7月25日まで
株式会社広島銀行 第5回新株予約権	2014年7月31日から 2044年7月30日まで
株式会社広島銀行 第6回新株予約権	2015年8月1日から 2045年7月31日まで
株式会社広島銀行 第7回新株予約権	2016年7月30日から 2046年7月29日まで

5. 当行および連結子会社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。